

15. 試験規定（成績評価基準）

1. 試験

定期試験は前期、後期の学期末に各1回行う。

その他、臨時試験は必要により行うことがある。

(1) 試験方法

筆記試験、実技試験あるいはレポート提出などの方法がある。当該科目担当講師と学科長との相談により定める。

(2) 受験資格

当該科目の在校生・受講生は受験資格がある。講義時間数の3分の1以上欠課した者は、受験資格がない。

①遅刻・早退は、3回をもって1回の欠課とする。

②公欠（忌引を含む）は必ず「願」を提出（緊急の場合は電話連絡も可）し、許可を得なければならない。願い出のない者は欠席とする。公欠は出席扱いとする。

③如何に公欠のためといえども当該科目の全講義時数の2分の1を出席しなければ、受験資格失格となる。

<事例>

当該科目の全講義時数	15
公欠の時数	4
欠席時数	4
出席時数	7

この場合の欠席時数は、全講義時数の3分の1以上ではないが、実際の出席時数が全講義時数の2分の1に達していないので受験資格失格となる。

④試験は、筆記試験はもちろん、レポート提出、実技試験を含む。間違っ受験資格失格者が受験した場合は無効である。

(3) 定期試験に関する諸注意事項

①試験開始後、20分以上遅刻した者は、受験資格がない。以後の入室を禁じる。

②試験開始後、30分を経過しないと退室できない。また、試験終了5分前以降は退室できない。なお、授業時間内に試験を行う場合は、退室不可とする。

③不正行為は厳重に処罰する。

④指定のない限り、机上には筆記用具以外のものを置かない。

⑤机の中には本、ノート、その他のものを一切入れない。荷物は鞆に入れ、足元に置くこと。

⑥携帯電話・スマートフォン等は電源を切って鞆に入れておく。試験時間中の使用は一切認めない。

⑦試験中の筆記用具の貸し借りは、一切禁ずる。

⑧試験終了後も許可があるまで、教室への入室を禁ずる。

⑨途中退出者は必ず他の学生の邪魔にならない指定の場所へ行くこと。

⑩席順は特に指定がない限り、黒板に向かって右から出席番号順に着席すること。

(4) 不正行為

受験中不正行為をした者は、当該学期の受験全科目の試験を無効とし、さらに学則により停学、または退学処分とされることがある。

①不正行為とは、定期試験の諸注意事項を遵守しないことを指す。また、持込禁止のノート・テキストを持ち込んだり、見たり、カンニングペーパーの所持や机にうすく書いたりする行為も含む。さらに、私語をする等、他の受験生の妨げになる行為も含み、受験の良識、公正を乱す一切の行為を指す。

②不正行為の認定は試験監督が行う。レポートについては担当講師が行う。

③不正行為のあった場合は、教務委員会の審議を経て、校長がその処理、処分を決定し、本人に通告する。

(5) 追試験

病気その他正当な理由により、試験に欠席したときは、その届（診断書、その他理由書）がある場合に限り追試験を行う。ただし、届を試験開始前に提出（電話にて連絡も可）しないときは試験放棄とみなし、追試験を認めない。

①公欠により本試験を欠席した者に限り追試験を実施する。

②追試験がレポートによる場合、定められた期限までに提出しなかった場合は追試験放棄とみなす。

③公欠の場合の学習評価は、定期試験と同様に行う。

(6) 再試験

定期試験において学習評価が不可（59点以下）の科目については再試験を行う。また、出席不足により定期試験の受験ができ

なかった者は、所定の補習を終了しなければ、再試験を受験することができない。

①ここでいう学習評価とは、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合した学習の評価を指す。

②再試験においても筆記試験、レポートの提出、実技試験等のあることは本試験と同様である。

③再試験の場合の学習評価は、合格点に達した場合は、素点によらずすべて可（60点）とする。

④公欠により再試験を欠席した者に限り再度再試験を実施する。

(7) 再試験の受験料

再試験を受験する者は、1科目につき受験料の1,000円を添え、所定の届出（様式12）をし、校長の許可を得なければならない。届出には印鑑を必要とする。

2. レポートの提出について

(1) 定められた提出期限は提出者も受理者も厳格に守る。定められた期限を経過したものは受理しない。

(2) レポートの提出先は別途定める。本試験がレポートによる場合、定められた期限内に提出しなかった場合は試験放棄とみなす。ただし、定められた期限内に正当な理由により、期限内に提出できない旨の届（診断書、その他の理由書。電話にて連絡も可）がある場合は試験放棄とみなさない。

3. 学習の評価

(1) 学習の評価は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合して、優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60点～69点）、不可（59点以下）とする。

(2) 可以上の評価を与えられた者に、単位を認定する。

(3) 学習の評価基準は以下のように定める。

①講義科目

(a) 試験素点 70%

(b) 出席評価点 20%

(c) 平常評価点
(レポート、授業態度、ノート等) 10%

②実習科目

(a) 実習実技点 70%

(b) 出席評価点 20%

(c) 平常評価点（授業態度等） 10%

(4) 海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。

GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下のとおりである。

①(1)の評語を持って表した評価を5段階評価（A、B、C、D、F）に置き換え、その評価を4から0までの点数（GP: Grade Point）に置き換える。

②置き換えた点数（GP）に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和（GPT: Grade Point Total）を履修科目の各単位数の合計で割る。

【4段階評価】

評点	評語
80点以上	優
70点～79点	良
60点～69点	可
59点以下	不可

↓（置き換え）

【5段階評価】

評点	評語	Grade Point
90点以上	A	4
80点～89点	B	3
70点～79点	C	2
60点～69点	D	1
59点以下	F	0

<計算例>

各授業科目で得たGPと当該授業科目の単位を乗じた合計が40であり、各授業科目の総単位数が20の場合、GPAは2.00となる。

4. 通年科目の学習の評価

(1) 通年科目とは、2期あるいは2期以上にわたる科目をいう。

(2) 学習の評価は各期毎に行い、算術平均をもって科目の評価とする（算術平均の少数位は四捨五入する）。

5. その他

臨床検査技師科、鍼灸師学科、鍼灸美容学科、言語聴覚士学科の成績評価については別途定める。